

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の一部改正について

手話施策推進法（以下「法」という。）制定をふまえ、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例（以下「条例」という。）を次のとおり改正する。

条例改正のポイント

○手話施策の推進を図るため、条例第7条に第3項の規定を設け、条例で定めている手話推進方針と宍粟市障がい者計画を関連づける。実質的に、法第4条の趣旨に沿う規定となるよう条例を改める。

法第4条（障害者基本計画等との関係）

「政府が障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

○条例第8条を追加し、「手話の日」の行事の実施について規定する。法第14条第3項の規定に定める「手話の日」において、市は、市民に広く手話に関する理解と関心を深めるために、ふさわしい行事を実施することに努めることを明記する。

改正する条文

（施策の推進方針）

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

- （1）手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項
- （2）手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- （3）手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市は、前項の施策の推進にあたり、宍粟市障がい者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）との整合を図り、検証を含め総合的かつ計画的に推進するものとする。

（「手話の日」における行事の実施）

第8条 市は、手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、「手話の日」において、市民に広く手話に関する理解と関心を深めるための行事を実施するものとする。

○宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例

平成28年3月14日

条例第5号

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人間社会の発展に大きく寄与してきました。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、過去において手話が言語として認められず、手話を使用することができる環境が整えられてこなかった歴史があります。ろう者は、音声言語を自然に習得することが難しく、音声言語だけでは十分に能力を発揮することができません。このため、宍粟市に暮らすろう者は、必要な情報を得ることも、コミュニケーションをとることもできず、地域、学校及び職場などにおいて、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。また、健聴者もろう者を理解する機会が少なく、お互いが十分に分かり合うことができませんでした。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられました。しかし、未だ手話に対する理解の広がりを感じる状況に至っていません。手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、相互に人格と個性を尊重し、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる宍粟市を目指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話の使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

(基本理念)

第3条 手話が言語であることを基本とし、手話への理解の促進と手話の普及を図り、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築することによって、全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することのできる地域社会の実現を目指すことを基本理念とする。

2 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、手話に対する市民の理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（施策の推進方針）

第7条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

- （1）手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項
- （2）手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- （3）手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市は、前項の施策の推進にあたり、宍粟市障がい者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）との整合を図り、検証を含め総合的かつ計画的に推進するものとする。

（「手話の日」における行事の実施）

第8条 市は、手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、「手話の日」において、市民に広く手話に関する理解と関心を深めるための行事を実施するものとする。

（手話施策推進会議の設置）

第9条 市は施策を推進するため、宍粟市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）施策の推進方針の策定及び見直しに関し、意見を述べること。
- （2）施策の推進方針の実施状況を検証し、意見を述べること。

- 3 推進会議は、15人以内の委員で組織する。
- 4 委員は、ろう者団体、手話通訳者、公募市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(財政措置)

第10条 市は、手話に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年 月 日から施行する。

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例の一部改正について 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(施策の推進方針) 第7条 [略] 2 [略] [追加] [追加] (手話施策推進会議の設置) <u>第8条</u> [略] (財政措置) <u>第9条</u> [略] (委任) <u>第10条</u> [略]	(施策の推進方針) 第7条 [略] 2 [略] <u>3 市は、前項の施策の推進にあたり、宍粟市障がい者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）との整合を図り、検証を含め総合的かつ計画的に推進するものとする。</u> <u>（「手話の日」における行事の実施）</u> <u>第8条 市は、手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、「手話の日」において、市民に広く手話に関する理解と関心を深めるための行事を実施するものとする。</u> (手話施策推進会議の設置) <u>第9条</u> [略] (財政措置) <u>第10条</u> [略] (委任) <u>第11条</u> [略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和8年〇月〇日から施行する。

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

基本方針

手話が言語であることの認識の下、手話やろう者への理解の促進と手話の普及を図り、手話で意思疎通が図りやすい環境を構築することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することのできる地域社会を実現するため、以下の施策を推進します。

また、基本方針に基づき計画的な手話施策の推進について、別記のとおり各施策の取り組みについて定めます。

1 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項（手話条例第7条第2項第1号）

（1）施策の推進方針

市は、**市民、事業者及び学校**などが手話やろう者に対する理解を深め、ろう者と聞こえる人が共に支え合う環境をつくるために、手話の普及を進めます。特に幼少期及び学齢期における手話の普及は重要な取り組みであり、継続的な手話学習の機会を確保し、提供していくことが必要です。

また、手話の普及にあたっては、宍粟ろうあ協会及び宍粟手話サークル連絡会で組織する宍粟市手話教室講師派遣運営委員会と連携し、手話施策を推進します。

（2）推進施策

- ① 手話が言語として認知され、手話やろう者についての市民の理解が深まるよう、広報誌への定期掲載やリーフレット、手話動画の製作、放送などを活用し、手話学習の機会を拡充します。
- ② 市民がいつでも手話を学び、親しむことができるよう、市民などで構成するグループを対象に手話教室を実施します。
- ③ 手話やろう者への理解及び手話の普及を深めるため、市職員に対して手話教室等を実施します。
- ④ 教育委員会と連携し、**児童、生徒及び教職員への手話の普及を図るため**、学校園所に対して手話教室を実施します。
- ⑤ 市内の企業、**医療機関**等事業所に対して、手話やろう者への理解が深まるよう啓発リーフレットの配布や事業所が実施する手話教室等の開催を推進します。
- ⑥ 手話やろう者への理解及び手話の普及のための方策について、宍粟ろうあ協会や手話サークル団体等と協働し検討します。

また、手話教室の実施にあたっては、手話教室講師派遣運営委員会に依頼し、地域一体となり手話の普及に努めます。

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項（手話条例第7条第2項第2号）

（1）施策の推進方針

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者にも聞こえる人と同じように、**情報を得る権利が保障¹されています。**

市は、ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加することができる会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを行います。

また、市内のあらゆる場所でいつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

（2）推進施策

- ① 市主催のイベントや議会本会議などにおいて、必要に応じ手話通訳をつけるなど、合理的配慮の提供を行います。
- ② ろう者が日常生活や社会参加などあらゆる場面において、手話でコミュニケーションをとり、情報が取得できるように意思疎通支援事業の充実を図ります。
- ③ 災害時におけるろう者への**手話による情報提供など**情報保障や支援方法、緊急時の派遣体制について関係機関と協議し、支援体制を構築します。
- ④ ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス等の導入について調査、研究を行います。
- ⑤ 市窓口において、ろう者が聞こえる人と同じように手続きができるよう必要な対応を行います。また、担当課にタブレット端末を設置し、ビデオ通話による対応を行います。

3 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項（手話条例第7条第2項第3号）

（1）施策の推進方針

ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自らの意思で選択、決定し地域で自立した生活を営むために手話通訳者の役割は重要です。手話通訳者は正確な手話通訳技術に加え、ろう者の文化や歴史を理解し、ろう者の生活支援を含めた多様な通訳ニーズに対応する必要があるため、手話通訳者の養成、通訳技術の向上に必要な研修等を実施します。

また、市担当課に設置手話通訳者を配置し、手話施策の円滑な実施に努めます。

(2) 推進施策

- ① **設置通訳者²**は、庁舎内での手話通訳、派遣の調整、手話奉仕員養成の講座・研修の企画・調整、関係機関との連携など、多岐にわたる役割を担っているため、担当課に設置通訳者が不在とならない体制を整備します。
- ② ろう者との交流活動の促進、施策の推進、広報活動の支援者として活躍が期待される手話奉仕員の養成を行うため、手話奉仕員養成講座を継続的に開催します。
- ③ 手話通訳者の資格取得を目的としたレベルアップ講座、手話通訳者全国统一試験対策講座など必要な講座を継続的に実施し、手話通訳者の養成、確保を推進します。
- ④ 宍粟市意思疎通支援事業に登録された手話通訳者を対象に手話通訳技術の向上を目的とした現任研修を実施します。
- ⑤ その他、宍粟市意思疎通支援事業について、必要な見直しを行います。

4 市長が必要と認める事項（手話条例第7条第2項第4号）

前各号に定める施策以外に、手話やろう者への理解を推進するため、市長は必要な施策を講じるものとします。

5 その他の事項

宍粟市手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うものとします。

¹ 情報を得る権利の保障として、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、手話施策推進法などが定められている。

² 意思疎通支援事業において手話通訳者等の派遣調整を行う者で、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する手話通訳者等の資格を有する者

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例に規定する施策を推進するための方針 新旧対照表

施策	改 正 前	改 正 後
基本方針	[略]	[略]
1 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項（手話条例第7条第2項第1号）		
（1）施策の推進方針	市は、 <u>市民や事業者</u> などが手話やろう者に対する理解を深め、ろう者と聞こえる人が共に支え合う環境をつくるために、手話の普及を進めます。特に幼少期及び学齢期における手話の普及は重要な取り組みであり、継続的な手話学習の機会を確保し、提供していく必要があります。 また、手話の普及にあたっては、宍粟ろうあ協会及び宍粟手話サークル連絡会で組織する宍粟市手話教室講師派遣運営委員会と連携し、手話施策を推進します。	市は、 <u>市民、事業者及び学校</u> などが手話やろう者に対する理解を深め、ろう者と聞こえる人が共に支え合う環境をつくるために、手話の普及を進めます。特に幼少期及び学齢期における手話の普及は重要な取り組みであり、継続的な手話学習の機会を確保し、提供していく必要があります。 また、手話の普及にあたっては、宍粟ろうあ協会及び宍粟手話サークル連絡会で組織する宍粟市手話教室講師派遣運営委員会と連携し、手話施策を推進します。
（2）推進施策	[①～③ 略]	[①～③ 略]
	④ 教育委員会と連携し、学校園所に対して手話教室を実施します。	④ 教育委員会と連携し、 <u>児童、生徒及び教職員への手話の普及を図るため</u> 、学校園所に対して手話教室を実施します。
	⑤ <u>市内の企業等事業所</u> に対して、手話やろう者への理解が深まるよう啓発リーフレットの配布や事業所が実施する手話教室等の開催を推進します。	⑤ <u>市内の企業、医療機関等事業所</u> に対して、手話やろう者への理解が深まるよう啓発リーフレットの配布や事業所が実施する手話教室等の開催を推進します。
	[⑥ 略]	[⑥ 略]
2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項（手話条例第7条第2項第2号）		
（1）施策の推進方針	市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者にも聞こえる人と同じように、 <u>情報を得る権利が保障されています。（障害者差別解消法、合理的配慮の提供）</u>	市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者にも聞こえる人と同じように、 <u>情報を得る権利が保障'されています。</u>

	市は、ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加することができる会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを行います。 また、市内のあらゆる場所でいつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。	市は、ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加することができる会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを行います。 また、市内のあらゆる場所でいつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。
(2) 推進施策	[①・② 略]	[①・② 略]
	③ 災害時におけるろう者への情報保障や支援方法、緊急時の派遣体制について関係機関と協議し、支援体制を構築します。	③ 災害時におけるろう者への <u>手話による情報提供など</u> 情報保障や支援方法、緊急時の派遣体制について関係機関と協議し、支援体制を構築します。
	[④・⑤ 略]	[④・⑤ 略]
3 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項（手話条例第7条第2項第3号）		
(1) 施策の推進方針	[略]	[略]
(2) 推進施策	① <u>設置通訳者¹</u> は、庁舎内での手話通訳、派遣の調整、手話奉仕員養成の講座・研修の企画・調整、関係機関との連携など、多岐にわたる役割を担っているため、担当課に設置通訳者が不在とならない体制を整備します。	① <u>設置通訳者²</u> は、庁舎内での手話通訳、派遣の調整、手話奉仕員養成の講座・研修の企画・調整、関係機関との連携など、多岐にわたる役割を担っているため、担当課に設置通訳者が不在とならない体制を整備します。
	[②～⑤ 略]	[②～⑤ 略]
4 市長が必要と認める事項（手話条例第7条第2項第4号）		
	[略]	[略]
5 その他の事項		
	[略]	[略]
(注釈)		1 障害者基本法、障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、手話施策推進法などに、情報を得る権利の保障をしなければならないことが

		定められている。
	<u>1</u> 意思疎通支援事業において手話通訳者等の派遣調整を行う者で、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する手話通訳者等の資格を有する者	<u>2</u> 意思疎通支援事業において手話通訳者等の派遣調整を行う者で、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する手話通訳者等の資格を有する者
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。		